

(公財) 大田区文化振興協会創立 30 周年記念事業
短編映像制作業務仕様書

平成 28 年 6 月
公益財団法人大田区文化振興協会

大田区文化振興協会創立 30 周年記念事業

短編映像制作業務仕様書

1 名称

大田区文化振興協会創立 30 周年記念事業 短編映像制作業務

2 目的

本業務は、平成 29 年度に当協会が創立 30 年を迎える事を記念して、文化・芸術的要素の高い映像作品を制作するものである。

地域の文化ホールを舞台に、様々な形の文化芸術にかかわる区民の存在をテーマにした人間ドラマとし、幅広い世代の方々に共感し、楽しんでいただく事を目的とする。

なお、上映については興行目的ではなく、当協会のイベント等で無料上映するほか、インターネット上での動画配信により多くの人に視聴されることを前提としている。

また、国内外で行われている映画祭やフィルムフェスティバルなどへの出展も併せて検討する。

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成 30 年 3 月 31 日(土)まで

4 内容

(1) 短編映像作品の制作業務一式

- ① 企画提案書に基づき、構成及び台本（絵コンテを含む。）を作成すること。作成にあたっては、発注者と複数回協議のうえ、内容を決定すること。
- ② 映像撮影に必要となるディレクター、スタッフ、機材、車両及び消耗品などの手配・準備及び管理を行い、企画書に基づき撮影を行うこと。また、撮影にあたり必要となる関係者からの撮影許可取得および日程の調整等、撮影に必要な準備を協会担当者と調整のうえ実施すること。
- ③ 映像の加工・編集、音楽・音声やナレーションの付加、テロップの付加などの編集作業を行う。完成までに発注者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

(2) 作品の告知のための宣伝活動および広報プロモーション一式

- ・ポスター、チラシ及びパンフレット作成
- ・オフィシャルサイトおよびブログ等による情報発信

(3) クラウドファンディングの活用方法

- ① 告知媒体からリターンまで、具体的なプロセスを提案すること。

- ② 資金の収納業務及び個人情報の管理は当協会で行う。
- ③ 調達した資金の使用目的は映画館等での上映会開催の費用とする。

- (4) 成果物の納品
 - ・ 7のとおり

5 納品等

- (1) 納品期日 平成29年10月1日(日)
- (2) 納入場所 大田区民プラザ

6 映像の規格

- (1) アスペクト比 16:9
- (2) 解像度 Full HD (1920×1080)
- (3) 映像の尺 60分以内
- (4) 使用言語 日本語

7 成果物

- (1) DVD-R 50枚、ブルーレイ 10枚
 - ・一般的な家庭用プレーヤー及びDVD/ブルーレイプレーヤー付パソコンでの再生が可能なデータ形式とすること。
 - ・追加で注文が発生した場合は別途費用とする。
 - ・トールケースに収納し、ディスク及び表紙のジャケット印刷を行うこと。
- (2) 動画データ一式
 - ・メディアプレーヤーでの再生、YouTubeでの映像配信に適した形式で提供すること。
- (3) 広報データ一式
 - ・チラシ・ポスター等の広報用の作成素材をデータで納品すること。

8 その他

- (1) この仕様書について質疑が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、当協会と協議すること。
- (2) 本業務履行に当たり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。受託者又は受託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。但し、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。

- (3) この業務の遂行に当たり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。この業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。
- (4) 制作した映像作品は、区内各所ほか、協会ホームページ、動画サイト、協会主催イベントなどで上映する。
- (5) 受託者は、受託業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作権者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (6) 委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。